

平成21年版 自主点検表（指定居宅療養管理指導事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
<p>第1 基本方針</p>	<p>指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものとなっているか。</p> <p>（厚生労働省令で定める者） 次の 又は のいずれかに該当する者 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）及び管理栄養士 病院診療所又は訪問看護ステーションの保健師及び准看護師</p> <p>・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 平11厚令37第8 4条</p> <p>施行規則第9条</p>	<p>・概況説明 定款、寄附行為等 運営規程 ・パンフレット等</p>	
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>（1）病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>（2）薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p>	<p>法第74条第1項 平11厚令37第8 5条第1項</p>		

	<p>( 3 ) 指定訪問看護ステーション等である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員</p> <p>( 1 ) 歯科衛生士には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含む。</p> <p>なお、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、人員に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員勤務予定表</li> <li>・ 職務分担表</li> </ul>	
<p>第 3 設備に関する基準</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているか。</p> <p>また、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を備えているか。</p> <p>なお、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定予防介護サービスに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <p>{ 設備については全て現場確認 }</p> <p>( 設備・備品等は当該病院又は診療所における診療用のものを使用できる。)</p>	<p>平11厚令37第85条第2項</p> <p>法第74条第2項 平11厚令37第86条第1項</p> <p>平11厚令37第86条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設許可証</li> <li>事業所の平面図</li> <li>・ 設備、備品台帳</li> </ul>	
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者</p>	<p>平11厚令37第91条 準用( 第8条 )</p>		

	<p>のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>( 2 ) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。</li> <li>・利用申込者の同意はどのように得ているか。</li> </ul>	<p>準用(平11老企25第3の1の3(1))</p>	<p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文書</li> <li>・利用申込書</li> <li>・同意に関する記録</li> </ul>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>( 正当な理由の具体例 )</p> <p>事業所の現員では対応しきれない。</p> <p>利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。</p> <p>適切なサービスを提供することが困難である。</p>	<p>平11厚令37第91条 準用(第9条) 準用(平11老企25第3の1の3(2))</p>	<p>利用申込受付簿</p> <p>要介護度の分布がわかる資料</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。</li> <li>・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</li> </ul>	<p>平11厚令37第91条 準用(第10条)</p>	<p>サービス提供依頼書</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</li> </ul> <p>被保険者資格</p>	<p>平11厚令37第91条 準用(第11条第1項)</p>	<p>サービス提供票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する</li> </ul>

	<p>要介護認定の有無 要介護認定の有効期間</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するよう求めているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第11条 第2項)</p>	<p>記録</p> <p>サービス提供票 ・利用者に関する 記録</p>
<p>5 要介護認定等の 申請に係る援助</p>	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>( 例：手続きの説明 ) 要介護認定の効力は、申請時に遡及適用され、費用が保険給付の対象となる。 市町村への連絡等。</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第12条 第1項)</p> <p>平11厚令37第9 1条 準用(第12条 第2項)</p>	<p>・利用者に関する 記録</p> <p>・利用者に関する 記録</p>
<p>6 心身の状況等の 把握</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・利用者の状況把握の方法はどのように行っている</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第13条)</p>	<p>・利用者台帳 ( 居宅支援経過 ) ( サービス担当者 会議の要点 ) ( サービス担当者</p>

<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>か。</p> <p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・居宅療養管理指導を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・居宅療養管理指導の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、主治医、居宅介護支援事業者、その他サービスを提供者とどのように連携を図っているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第64条 第1項)</p> <p>平11厚令37第9 1条 準用(第64条 第2項)</p>	<p>に対する照会(依頼)内容)</p> <p>・情報提供に関する記録</p> <p>・終了に際しての注意書</p>
<p>8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第16条)</p>	<p>居宅サービス計画書( 1 ) ( 2 ) 週間サービス計画表 ・利用者に関する記録 サービス提供票</p>
<p>9 身分を証する書類の携行</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条 準用(第18条)</p> <p>準用(平11老 企25第3の1の3 (8))</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。</li> <li>・利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨従業者に指導を行っているか。 また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が)</li> <li>・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態確認</li> <li>・就業規則</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・研修マニュアル</li> <li>・身分を証する書類</li> </ul>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</li> <li>・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。</li> <li>・その他必要な事項は記載されているか</li> </ul>	平11厚令37第91条準用(第19条第1項)	サービス提供票、別表 居宅サービス計画 ・業務日誌 ・居宅療養管理指導記録
	<p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	平11厚令37第91条準用(第19条第2項)	
11 健康手帳への記載	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、利用者の健康手帳(老人保健法第13条の健康手帳をいう。)の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。</p>	平11厚令37第91条準用(第65条)	
12 利用料等の受領	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居</p>	平11厚令37第87条第1項	サービス提供票、別表 ・領収証

<p>宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1割相当額の支払いを受けているか。</li> </ul>		
<p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第 1 項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第 1 項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>平11厚令37第8 7条第2項</p>	<p>運営規程（利用料その他の費用の確認） サービス提供票、別表 ・領収証控</p>
<p>{ 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した場合 }</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</li> </ul>		
<p>( 3 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、( 1 )、( 2 ) の支払を受ける額のほか指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p>	<p>平11厚令37第8 7条第3項</p>	<p>重要事項説明書 運営規程（実施区域の確認） 領収証控 ・車両運行日誌</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のほか、交通費の額（通常の事業実施地域以外の交通費を含む）以外の支払を受けていないか</li> </ul>		
<p>( 4 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、( 3 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平11厚令37第8 7条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文書</li> <li>・ 利用申込書</li> <li>・ 同意書</li> </ul>
<p>( 5 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより領収証を交付しているか。</p>	<p>法第41条第8項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。</li> </ul>		<p>領収証控</p>

	<p>( 6 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅療養管理指導について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅療養管理指導に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	<p>施行規則第65条</p>	<p>領収証控</p>	
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切な内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>平11厚令37第9条 準用（第21条）</p>	<p>サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）</p>	
<p>14 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針</p>	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、計画的に行っているか。</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平11厚令37第8条第1項 平11厚令37第8条第2項 法第73条第1項</p>	<p>・評価を実施した記録</p>	
<p>15 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ( 1 ) 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針</p>	<p>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行って</p>	<p>平11厚令37第89条第1項第1号</p>	<p>・居宅サービス計画</p>	



	<p>るか。</p> <p>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。</p> <p>上記 に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。</p> <p>上記 に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。</p> <p>上記 の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。</p> <p>それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。</p>	<p>同第2号</p> <p>同第3号</p> <p>同第4号</p> <p>同第5号</p> <p>同第6号</p> <p>同第7号</p>	<p>・使用しているパンフレット等</p> <p>・相談・助言を記録した書類等</p> <p>・相談・助言を記録した書類等</p> <p>( サービス担当者会議の要点)</p> <p>・相談・助言を記録した書類等</p> <p>診療録</p>	
<p>( 2 ) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針</p>	<p>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（ 薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画 ） に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p>	<p>平11厚令37第89条第2項第1号</p> <p>同第2号</p>	<p>・処方箋</p> <p>・使用しているパンフレット等</p>	

	常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	同第3号	
	それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。	同第4号	診療録
(3) 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針	指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業所等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行っているか。	平11厚令37第89条第3項第1号	
	指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、混戦丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。	同第2号	
	それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しているか。	同第3号	
16 利用者に関する市町村への通知	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。  偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平11厚令37第91条準用(第26条)	
	・市町村への通知の実例の有無、処理した手順について確認		市町村に送付した通知に係る記録
17 管理者の責務	(1) 指定居宅療養管理指導事業者の管理者は、指定居宅療養管理指導事業者の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平11厚令37第91条準用(第52条第1号)	・組織図・組織規程 運営規程
	(2) 指定居宅療養管理指導事業者の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業者の従業者に、運営に関する	平11厚令37第91条準用(第52	・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌

<p>18 運営規程</p>	<p>る基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針  従業者の職種、員数及び職務の内容  営業日及び営業時間  指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額  その他運営に関する重要事項</p> <p>・運営規程に上記 ~ が記載されているか。  ・ ~ の内容は適正か</p>	<p>条第2項)</p> <p>平11厚令37第90条</p>	<p>運営規程</p>	
<p>19 勤務体制の確保</p>	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用等者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>・適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>・勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。  ・必要事項が記載されているか。</p> <p>( 3 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって、指定居宅療養管理指導を提供しているか。</p> <p>・当該事業所の居宅療養管理指導従業者によってサー</p>	<p>平11厚令37第91条準用(第30条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(19) )</p> <p>平11厚令37第91条準用(第30条第2項)</p>	<p>就業規則  運営規程  ・雇用契約書</p> <p>勤務表</p> <p>勤務表</p>	

20 衛生管理等	<p>ビスの提供が行われているか。</p> <p>( 4 ) 居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。</p> <p>・従業者のうち、看護師（准看護師を除く）は労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。 (労働者派遣法第2条)</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 労働者派遣</p> <p>自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し、当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものではない。</p> <p>二 派遣労働者</p> <p>事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。</p> <p>( 5 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p> <p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また居宅療養管理指導従業者を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>・身体、制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用等</p> <p>・健康診断の実施状況（年1 or 2回）</p>	<p>平11老企25第3の5の3(5)</p> <p>平11厚令37第91条準用(第30条第3項)</p> <p>平11厚令37第91条準用(第31条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(20))</p>	<p>・雇用契約書</p> <p>勤務表</p> <p>・研修受講修了証明書</p> <p>・研修計画、出張命令書</p> <p>・研修会資料</p> <p>健康診断の記録</p> <p>・衛生マニュアル</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生マニュアル、健康マニュアル類の策定状況等</li> </ul>		
	<p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか( 設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態 )</li> </ul>	平11厚令37第9 1条準用(第31 条第2項)	
21 掲示	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。( 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認 )</li> </ul>	平11厚令37第9 1条準用(第32 条)	
22 秘密保持等	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のプライバシーに係る文書等を適切に保管しているか。</li> </ul> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持のため必要な措置を講じているか( 例えば雇用時の取り決め等を行っているか )</li> </ul> <p>( 3 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てい</p>	平11厚令37第9 1条準用(第33 条第1項)	平11厚令37第9 1条準用(第33 条第2項)
			・就業時の取り決め等の記録

	<p>るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。</li> <li>・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の同意書</li> <li>・実際に使用された文書等（会議資料等）</li> </ul>
23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に照らし、特定の居宅介護支援事業者に偏っていないか。</li> </ul>	平11厚令37第91条準用（第35条）	
24 苦情処理	<p>（1）指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情を相談する窓口があるか。</li> <li>・苦情処理体制、手続きが定められているか。</li> <li>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。</li> </ul> <p>（2）指定居宅療養管理指導事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>（3）指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>平11厚令37第91条準用（第36条第1項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)）</p> <p>平11厚令37第91条準用（第36条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)）</p>	<p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示物</li> </ul> <p>苦情に関する記録</p>

25 事故発生時の対応	<p>( 4 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</li> <li>・ 市町村との連携は図られているか。</li> </ul>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第36 条第3項)</p>	<p>・ 指導等に関する 記録</p>
	<p>( 5 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、市町村から求めがあった場合には、( 3 )の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第36 条第4項)</p>	
	<p>( 6 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</li> <li>・ 国保連との連携は図られているか。</li> </ul>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第36 条第5項)</p>	<p>・ 指導等に関する 記録</p>
	<p>( 7 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、( 6 )の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第36 条第6項)</p>	
	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う等必要</li> </ul>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第37 条第1項)</p>	<p>・ 連絡マニュアル ・ 事故記録</p>

	<p>な措置を講じているか。( 予め対応策を定めておくことが望ましい。)</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、( 1 ) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>( 3 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ( 保険加入等しておくことが望ましい。)</p> <p>( 4 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第37 条第2項)</p> <p>平11厚令37第9 1条準用(第37 条第3項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3(2 3) )</p>	
26 会計の区分	<p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>・事業所ごとの経理区分となっているか ・指定居宅療養管理指導単独の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>平11厚令37第9 1条準用(第38 条)</p>	<p>・会計関係書類</p>
27 記録の整備	<p>( 2 ) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>( 1 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>( 2 ) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>基準第19条第2項の規定を準用する提供した具</p>	<p>平13老振18</p> <p>平11厚令37第9 0条の2第1項</p> <p>平11厚令37第9 0条の2第2項</p>	<p>・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類</p>



<p>第5 変更の届出等</p>	<p>体的なサービスの内容等の記録</p> <p>基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれる。)</p> <p>・サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>・少なくとも上記の記録を2年間備えているか。(「基準第26条」)</p> <p>(利用者が正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)</p> <p>・医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録を最後の記入の日から最低三年間保存しているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定に係る事業者の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅療養管理指導事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>事業所の名称及び所在地</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所(申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び住所)</p> <p>申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又</p>	<p>平11老企25第3の5の3(4)</p> <p>平12老企36第二の6(2)</p> <p>法第75条</p>	<p>診療録</p> <p>サービス提供証明書</p> <p>処方箋</p> <p>市町村への通知に係る記録</p> <p>寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>届出書類の控</p> <p>定款</p> <p>事業所の平面図</p> <p>運営規程</p> <p>・職員名簿</p>	
------------------	--	--	--	--

	<p>は条例等（申請に係る事業所が法人以外の者の開設した病院、診療所又は薬局であるときを除く）事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する居宅療養管理指導の種類</p> <p>事業所の平面図</p> <p>事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>運営規程</p> <p>当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>廃止、休止又は再開した年月日</p> <p>廃止又は休止した場合にあっては、その理由</p> <p>廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置</p> <p>休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>			
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>（1）指定居宅療養管理指導事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>・居宅療養管理指導費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>（2）指定居宅療養管理指導事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>（3）1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>法第41条第4項</p> <p>法第53条第2項</p> <p>平12厚告19第一号</p> <p>平12厚告19第二号</p> <p>平12厚告19第三号</p>	<p>介護給付管理表</p> <p>介護給付費請求書</p> <p>介護給付費明細書</p> <p>サービス提供票</p> <p>・別票</p> <p>サービス提供証明書</p> <p>「居宅療養管理指導サービスコード票」参照</p>	
<p>2 医師又は歯科医師が行う場合の算定</p>	<p>（1）通院が困難な利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）</p>	<p>平12厚告19別表の5イ注1</p>	<p>・同上</p>	

又は利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定しているか。

(2) 居宅療養管理指導費( )については、居宅療養管理指導費( )以外の場合に、居宅療養管理指導費( )については、老人医科診療報酬点数表の寝たきり老人在宅総合診療料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)又は利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。

居宅療養管理指導費( ) 500 単位/回  
 居宅療養管理指導費( ) 290 単位/回

ケアマネージャー等に対する情報提供の方法

- ・サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする。(必ずしも文書等による必要はない。)
- ・当該会議への参加が困難な場合においては、下記の「情報提供すべき事項」について、原則として文書等(メール、FAX可)により情報提供することで足りる。
- ・サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合は、その要点を記載すること。当該記載は医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、他の記載と区別できるようにすること。
- ・文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること。

(情報提供すべき事項)

ア 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師名、生年月日、性別等)

平12厚告19別表の5イ注2

介護給付管理表  
 介護給付費請求書  
 介護給付費明細書  
 サービス提供票・別票  
 サービス提供証明書  
 「居宅療養管理指導サービスコード票」参照

平12老企36第二の6(1)ア

	<p>イ 利用者の病状、経過等</p> <p>ウ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等</p> <p>エ 利用者の日常生活上の留意事項</p> <p>利用者・家族等に対する指導又は助言の方法</p> <p>・介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は文書等の交付により行うよう努めること。</p> <p>・口頭により行った場合は、その要点を記載すること。当該記載は医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、他の記載と区別できるようにすること。</p> <p>・文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること。</p> <p>減算の取扱いについて</p> <p>居宅療養管理指導費( )を算定する場合で、ケアマネージャー等に対する情報提供を行わない場合、所定単位数から100単位を減算すること。</p>	<p>平12老企36第二の6(1) イ</p>		
<p>3 薬剤師が行う場合の算定</p>	<p>病院又は診療所の薬剤師が行う場合</p> <p>・在宅の利用者に対して行う場合 550単位 / 回</p> <p>・居住系施設入居者等に対して行う場合 385単位 / 回</p> <p>薬局の薬剤師が行う場合</p> <p>・在宅の利用者に対して行う場合 500単位 / 回</p> <p>・居住系施設入居者等に対して行う場合 350単位 / 回</p> <p>(1) 「在宅の利用者に対して行う場合」は、在宅の利用者( 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム若しくは高齢者専用賃貸住宅に入居若しくは入所している者又は小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護を受けている者) であって通院が困難なものに対して、算定する。</p>	<p>平12厚告19別表の5口注1</p>	<p>介護給付管理表 介護給付費請求書 介護給付費明細書 サービス提供票 ・別票 サービス提供証明書 「居宅療養管理指導サービスコード票」参照</p>	

「居住系施設入居等に対し行う場合」は、居住系施設入居者等であって通院が困難なものに対して、算定する。

上記の者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行い、関係職種への必要な報告及び情報提供を行った場合につき、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては4回）を限度として算定しているか。

ただし、薬局の薬剤師にあつては、平成12年厚生省告示第23号で厚生労働大臣が定める者（末期悪性腫瘍の者又は中心静脈栄養を受けている者）に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定しているか。

・提供した居宅療養管理指導の内容については、利用者又はその家族に対して積極的に文書等で提供するように努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあつては薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。

併せて、服薬状況や薬剤保管状況に問題がある場合など、改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、指定居宅介護支援事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行っているか。

・居宅療養指導管理費を月2回以上算定する場合には、算定する日の間隔は6日以上としているか。

（薬局薬剤師が、がん末期患者について行う場合は、週2回かつ月8回に限り算定できる。）

（2）居宅において疼痛緩和のために平成12年厚生省告示第23号第七号に定める特別な薬剤の投薬が行われている、在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導

平12厚告23第六号

平12老企第36第二の6(2)

平12老企第36第二の6(2)

平12厚告19別表の5口注2

4 管理栄養士が行う場合の算定	<p>を行った場合は、1回に月100単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19別表の5八	介護給付管理表 介護給付費請求
	平成12年老企第36号第二の6(2)を参照		
	<p>通院又は通所が困難な在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、医師が特別食（平成12年厚生省告示第23号で厚生労働大臣が定める特別食）を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合に、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に、1月に2回を限度として算定しているか。</p>	平12厚告23第八号	<p>書 介護給付費明細書 サービス提供票 ・別票 サービス提供証明書 「居宅療養管理指導サービスコード票」参照</p>
	<p>管理栄養士が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の利用者に対して行う場合 530 単位 / 回</li> <li>・居住系施設入居者等に対して行う場合 450単位 / 回</li> </ul>		
	<p>算定要件</p> <p>低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等が共同して、利用者ごとの摂食、嚥下機能や食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていること。</p>	平12厚告19別表の5八注イ～ハ	
	平成12年老企第36号第二の6(3)を参照		
5 歯科衛生士等が行う場合の算定	<p>通院又は通所が困難な在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、利用者を訪</p>	平12厚告19別表の5二注イ～ハ	・ 同上

問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して、1対1で20分以上行った場合に、1月に4回を限度として算定しているか。

実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。

歯科衛生士等が行う場合

- ・在宅の利用者に対して行う場合

350単位 / 回

- ・居住系施設入居者等に対して行う場合

300単位 / 回

- ・指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定しているか。

算定要件

居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者に対して、歯科医師、歯科衛生士等が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態や摂食、嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

管理指導計画に従い、療養上必要な指導として、利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていること。

平成12年老企第36号第二の6(4)を参照

6 看護職員が行う  
場合の算定

通院が困難な利用者であって、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行った場合は、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供を開始して

平12厚告19別  
表の5ホ注1

<p>から2月の間に1回を限度として算定しているか。  ただし、准看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>			
<p>看護職員が行う場合                      400単位 / 回</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、居宅療養管理指導を算定していないか。</li> </ul>	<p>平12厚告19別表の5ホ注2</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医意見書又はサービス担当者会議において必要性が認められた場合で、本人又は家族等の同意が得られた者に対して、看護職員が訪問した上で必要に応じて電話相談を行った場合に算定しているか。</li> </ul>	<p>平12老企36第二の6(5)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から2月以内に行われた場合に算定しているか。</li> </ul>	<p>平12老企36第二の6(5)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員は実施した療養上の相談等に係る記録を作成し、保存するとともに、利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の要点、解決すべき課題等に関する要点を明確にし、医師、介護支援専門員等に対して情報提供を行っているか。</li> </ul>	<p>平12老企36第二の6(5)</p>		